平成２４年（フ）第２４０８号
大阪市福島区大開１－９－13　エスポワール野田阪神501、住民票上の住所神戸市北区鹿の子台南町３丁目17番11号
債務者　山本　綾子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２０号
大阪市東住吉区西今川３丁目15番23号　三和マンション301号、前住所奈良市学園中４丁目540番地の10
債務者　髙田みどり
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７７号
大阪府豊中市曽根東町５丁目12番27号
債務者　槻　　時國
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５０６号
大阪市東淀川区菅原７丁目11番14―302号
債務者　小野伊勢明
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３３号
大阪府門真市石原町12番３号、前住所大阪府門真市浜町４番28―905号
債務者　塚本　昌弘
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５５号
大阪府門真市小路町３番20―1108号
債務者　永野　義和
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７８号
大阪府吹田市春日４丁目11番３―401号
債務者　村井　敦枝
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２６号
大阪市淀川区十八条１丁目６番13号　服部文化東棟101号
債務者　鹿村　純治
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２７号
大阪市淀川区十八条１丁目６番13号　服部文化東棟101号
債務者　鹿村　敦子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９８号
大阪府箕面市箕面６丁目10番48号
債務者　長　　敬子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２０号
大阪市生野区小路２丁目26番２―312号、前住所大阪市生野区小路２丁目７番８号
債務者　徳原　好治
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２２号
大阪市西成区聖天下２丁目３番９号　マンション大松102
債務者　松本　靖恵
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２３号
大阪市福島区大開２丁目４番17―706号
債務者　北村　美緒
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２７号
大阪府守口市東郷通３丁目11番25―206号
債務者　新谷　和子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３０号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ20―107号
債務者　小南　睦子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３７号
大阪市此花区春日出中２丁目７番25号
債務者　岡本　義光
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３９号
大阪府豊中市島江町２丁目11番13号
債務者　山本　光彦
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部